

## 産廃許可 Q & A

まずは、会社にとって今行っている業務からしたら産廃の許可が必要なのかといったところを参考までに Q&A 方式で示していきたいと思います。

**Q 建設業で、現場のほとんどが元請で請け負っている場合にゴミは運んでいいの？**

A 元請の場合は運んでも大丈夫です。

建設業においては、発注者から直接請け負ういわゆる元請が排出事業者となるため、ゴミ（産廃）を運んでも何ら問題はありません。排出事業者の責任の元、適正処理を行えば大丈夫です。しかし、もし現場に下請で入った場合にゴミを運ぶ際にはもちろん産廃収集運搬の許可は必要です。

**Q 排出現場のある都道府県の許可さえ産廃の許可を持っていれば、産廃を運んでも問題は無いですね？**

A 排出現場のある都道府県の許可だけでは違法の場合があります。確認して下さい。

産廃収集運搬の許可はどこの許可を取れば良いのか。端的

に言う、「排出現場のある都道府県（政令市の場合はその政令市）」と「収集運搬先のある都道府県（政令市の場合はその政令市）」です。

例 1) 愛知県にある現場で産廃を収集し、愛知県の中間処

理施設へ運ぶ ⇒ 愛知県の許可が必要

例 2) 岐阜県にある現場で産廃を収集し、三重県の中間処

理施設へ運ぶ ⇒ 岐阜県と三重県の許可が必要

例 3) 名古屋市（政令市）にある現場で産廃を収集

し、岐阜県の中間処理施設へ運ぶ ⇒ 名古屋市（政

令市）と岐阜県の許可が必要

上記の例のように、産廃の収集先である排出現場と産廃の運び先である中間処理施設の所在する都道府県（政令市）の許可が必要となります。

**Q 今現在許可を持って産廃を収集してある程度まとまったら中間処理施設へ持っていつているのですが、問題は無いですか？**

**A お持ちの許可、今一度確認して下さい！**

無許可で産廃を運ぶことはもってのほかですが、許可を持っているの違法行為を何気無くしてしまっている可能性があります。お問い合わせでよくお聞きするケースは、許可は産廃の収集運搬を持っているが、実は「積替え保管を除く」許可で、実際の業務としては積替え保管をしているケースです。

「積替え保管を除く」の許可の場合は、一度会社に持ち帰って置いておく等は出来ませんし、トラックに積んだまま後日持っていくといった積替え保管を含む許可でも好ましくない保管をしてしまっている話まで聞いたこともあります。

実際今こういった状況で業務を行っているか、今一度見直して、適正な処理を心掛けて頂きたいと思います。